

新（赤文字部分が変更箇所）：2025年4月10日以降	旧（赤文字部分が変更箇所）
auじぶん銀行株式会社（以下「当社」という）が提供する住宅ローンの金利タイプは、変動金利と固定金利特約があります。最終返済日までの借入金利が確定している場合を除き、お客さまの選択された金利タイプ（変動金利または固定金利特約）に応じて、借入金利が見直されます。金融情勢などによっては、お客さまの借入金利が上昇し、結果として、ご返済の負担が増加するリスクがあります。それぞれの金利タイプに応じた金利変動の仕組みや、将来、金利が上昇した場合の返済額増加のリスクについて、十分にご理解いただきますようお願い申し上げます。	auじぶん銀行株式会社（以下「当行」という）が提供する住宅ローンの金利タイプは、変動金利と固定金利特約があります。最終返済日までの借入金利が確定している場合を除き、お客さまの選択された金利タイプ（変動金利または固定金利特約）に応じて、借入金利が見直されます。金融情勢などによっては、お客さまの借入金利が上昇し、結果として、ご返済の負担が増加するリスクがあります。それぞれの金利タイプに応じた金利変動の仕組みや、将来、金利が上昇した場合の返済額増加のリスクについて、十分にご理解いただきますようお願い申し上げます。
1～2（省略）	1～2（省略）
3.基準金利について	3.基準金利について
（ア）変動金利 変動金利における当社の基準金利は、毎年4月1日と10月1日を基準日と定め、年2回見直しを行うものとし、市場金利をもとに下記事項を勘案して当社独自の判断で決定します。 ◇当社が住宅ローンの貸出資金を調達するためのコスト ◇当社が住宅ローンの審査・販売に必要な事務および営業コスト ◇当社の収益および金利情勢など ※基準金利は、前月末日までに決定し、当社所定の方法により掲示させていただきます。 ※基準金利が大幅に変動した場合には、4月1日、10月1日以外の日に借入金利を変更する場合があります。	（ア）変動金利 変動金利における当行の基準金利は、毎年4月1日と10月1日を基準日と定め、年2回見直しを行うものとし、市場金利をもとに下記事項を勘案して当行独自の判断で決定します。 ◇当行が住宅ローンの貸出資金を調達するためのコスト ◇当行が住宅ローンの審査・販売に必要な事務および営業コスト ◇当行の収益および金利情勢など ※基準金利は、前月末日までに決定し、当行所定の方法により掲示させていただきます。 ※基準金利が大幅に変動した場合には、4月1日、10月1日以外の日に借入金利を変更する場合があります。
（イ）固定金利特約 固定金利特約における当社の基準金利は、市場金利をもとに下記事項を勘案して当社独自の判断で決定します。このため、毎月掲示する基準金利は、金融市場の動向などに連動して変更します。 ◇当社が住宅ローンの貸出資金を調達するためのコスト ◇当社が住宅ローンの審査・販売に必要な事務および営業コスト ◇当社の収益および金利情勢など ※基準金利は、前月末日までに決定し、当社所定の方法により掲示させていただきます。	（イ）固定金利特約 固定金利特約における当行の基準金利は、市場金利をもとに下記事項を勘案して当行独自の判断で決定します。このため、毎月掲示する基準金利は、金融市場の動向などに連動して変更します。 ◇当行が住宅ローンの貸出資金を調達するためのコスト ◇当行が住宅ローンの審査・販売に必要な事務および営業コスト ◇当行の収益および金利情勢など ※基準金利は、前月末日までに決定し、当行所定の方法により掲示させていただきます。

4.返済額および約定利息について（省略）	4.返済額および約定利息について（省略）
5変動金利タイプにおけるご注意	5変動金利タイプにおけるご注意
（ア）借入金利の決定 ▶当初の借入金利は、お借入日現在の変動金利の基準金利をもとに決定します。	（ア）借入金利の決定 ▶当初の借入金利は、お借入日現在の変動金利の基準金利をもとに決定します。
（イ）借入金利の見直し ▶お借入日以降の借入金利は、毎年4月1日と10月1日の年2回を基準日と定め、見直しを行います。 ▶4月1日を基準日として決まる新借入金利は、同年6月の返済日の翌日から、10月1日を基準日として決まる新借入金利は、同年12月の返済日の翌日から適用します。 ▶借入金利は基準金利（4月1日または10月1日）と前回基準日の基準金利（基準日が4月1日の場合は前年10月1日、基準日が10月1日の場合は同年の4月1日）とを比べ、差が生じた際はその差と同一幅で変更するものとします。	（イ）借入金利の見直し ▶お借入日以降の借入金利は、毎年4月1日と10月1日の年2回を基準日と定め、見直しを行います。 ▶4月1日を基準日として決まる新借入金利は、同年6月の返済日の翌日から、10月1日を基準日として決まる新借入金利は、同年12月の返済日の翌日から適用します。 ▶借入金利は基準金利（4月1日または10月1日）と前回基準日の基準金利（基準日が4月1日の場合は前年10月1日、基準日が10月1日の場合は同年の4月1日）とを比べ、差が生じた際はその差と同一幅で変更するものとします。
（ウ）返済額の見直し 【元利均等返済の場合】 ▶5年ルール ◇お借入後の返済額は、お借入後5回目の10月1日を基準日とする借入金利の見直しを行うまで一定のままとなります。この期間中、借入金利に変更があった場合も返済額は一定のまま、「元金」と「利息」の金額の内訳が変更となります。 ◇お借入後5回目の10月1日を基準日として、借入金利、適用時期における元金残高、残存期間、未払（未収）利息に基づき、新しい返済額が算出され、12月の約定返済日の翌日から適用されます。以後、5回目ごとの10月1日を基準日とし、12月の返済日の翌日に同様に返済額を再計算します。	（ウ）返済額の見直し 【元利均等返済の場合】 ▶5年ルール ◇お借入後の返済額は、お借入後5回目の10月1日を基準日とする借入金利の見直しを行うまで一定のままとなります。この期間中、借入金利に変更があった場合も返済額は一定のまま、「元金」と「利息」の金額の内訳が変更となります。 ◇お借入後5回目の10月1日を基準日として、借入金利、適用期間における元金残高、残存期間、未払（未収）利息に基づき、新しい返済額が算出され、12月の約定返済日の翌日から適用されます。以後、5回目ごとの10月1日を基準日とし、12月の返済日の翌日に同様に返済額を再計算します。
◇借入金利が上昇しても、5回目の10月1日を基準日とし、12月の返済日の翌日に再計算される新しい返済額は、再計算前の返済額の125%を超えることはありません（これを125%ルールといいます）。借入金利の引下げが行われ返済額が減少する場合は、制限はありません。	◇借入金利が上昇しても、5回目の10月1日を基準日とし、12月の返済日の翌日に再計算される新しい返済額は、再計算前の返済額の125%を超えることはありません（これを125%ルールといいます）。借入金利の引下げが行われ返済額が減少する場合は、制限はありません。

◇半年毎増額返済額において、前回半年毎増額返済日と次回半年毎増額返済日までの間に新借入金利の適用日がある場合の按分計算は、「半年毎増額返済部分の元金残高×旧借入金利（年利率）×1/12×前回半年毎増額返済月から新借入金利適用月までの経過月数」+「半年毎増額返済部分の元金残高×新借入金利（年利率）×1/12×新借入金利適用月から次回半年毎増額返済月までの月数」で計算します。	◇半年毎増額返済額において、前回半年毎増額返済日と次回半年毎増額返済日までの間に新借入金利の適用日がある場合の按分計算は、「半年毎増額返済部分の元金残高×旧借入金利（年利率）×1/12×前回半年毎増額返済月から新借入金利適用月までの経過月数」+「半年毎増額返済部分の元金残高×新借入金利（年利率）×1/12×新借入金利適用月から次回半年毎増額返済月までの月数」で計算します。
◇上記(イ)以外の事由による借入金利の変更がある場合においては、最終返済期日を変えずに毎回の元利金返済額を再計算し、再計算後の元利金返済額は、借入金利の変更があった日以降の当社所定の約定返済日から適用されます。なお、当該再計算においては「5年ルール」および「125%ルール」は適用されません。	（新設）
◇返済額軽減型の一部繰上返済が行われた場合の当該繰上返済後の毎回の約定返済額の再計算においては「5年ルール」および「125%ルール」は適用されません。	（新設）
①借入金利が引上げられた場合（省略）	①借入金利が引上げられた場合（省略）
②借入金利が引下げられた場合（省略）	②借入金利が引下げられた場合（省略）
③未収（未払）利息（省略）	③未収（未払）利息
6～9（省略）	6～9（省略）
【2025年4月10日現在】	【2020年2月9日現在】